

か」と言つたが、被告は「責任に耐えられない。もうつらくて限界。自分を殺すしかない」と語り、話し合いの末、「両親が先に、猿之助被告が後から自殺することを決めたと説明した。

両親の自殺ほう助罪

猿之助被告認める

東京地裁判初

両親に向精神薬を服用させ、自殺を手助けしたとして、

た。

検察側は「両親の自殺の意思は被告に誘発され、寄与した度合いが極めて大きい」として懲役3年を求刑し、弁護側は執行猶予付きの判決を求め即日結審した。判決は11月17日に言い渡される。

検察側は冒頭陳述で、被告は自身のハラスメント疑惑などに関する記事が出ることを知り「歌舞伎の仕事はもうできない」と思い、両親に自殺を考えていると伝えたと指摘。両親は「舞台はどうするのか」「周囲の人たちへの責任はどうするの

きる希望としたい」と述べ